

令和5年9月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和 5年 9月 29日)

招 集 年 月 日	令和5年9月20日(水)		
招 集 場 所	小川総合支所 3階 大会議室		
開 催 日 時	令和5年9月28日(木)		
	開 会	午後1時20分	
	閉 会	午後3時50分	
出 席 者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄	教育長	★ 中村 三喜 委員(職務代理者)
	山口 和弘	委員	小仁所 浩 委員
	柴田 千青	委員	廣戸 隆 委員
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		
事 務 局 職 員	教育部長 滑川 和明 理 事 佐藤 雅記 教育指導課 課長 長谷川 正幸 教育指導課 課長補佐 細谷 次央 教育指導課 副 参 事 三輪 輝子 教育指導課 指導主事 仲田 浩二 教育指導課 指導主事 大曾根 宏一 教育指導課 主 任 田口 智大 教育企画課 課 長 大原 光浩 教育企画課 課長補佐 沼田 譲治 教育企画課 主 幹 笹目 翔太郎	文化スポーツ振興部長 藤枝 修二 生涯学習課 課 長 田山 智 生涯学習課 課長補佐 島田 広幸 スポーツ推進課 課 長 関川 克己 子ども課 課 長 長沼 光子 子ども課 係 長 島田 尚実	
付 議 事 件 (提出議案)	協議第1号 教育行政事務事業の点検及び評価について		
事 業 等 報 告			教 育 指 導 課 (指 導 係) 教 育 指 導 課 (学 務 係) 教 育 指 導 課 (学 務 係)
	(1)	学校教育関係について	
	(2)	就学援助並びに区域外就学及び指定校変更について	
	(3)	令和6年度小美玉市立幼稚園園児募集について	

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から小美玉市教育委員会会議「9月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、ひと月程前になりますが、教育委員会と校長会・教頭会の合同懇親会では、大変お世話になりました。ここ数年実施できず、4年ぶりの開催ということで、あのような「フェイストゥフェイス」での懇親の機会がもてて、大変よかったですと思います。ありがとうございました。

秋の彼岸を過ぎまして、朝夕が少しずつ肌寒く感じるようになってきました。間もなく10月、本市では昨年度から2学期制になっておりますが、間もなく学期の変わり目となり、本年度の学校の教育活動も折り返し点となります。

9月の行事としては、秋の運動会や体育祭が、春に実施しなかったいくつかの学校で行われました。また、先週は、東茨城地区の新人戦が行われ、各会場で熱戦が繰り広げられました。

ただ、そうした生徒間や学校間の交流もあってか、インフルエンザに罹る生徒もおり、現在、市内中学校の2年生2学級と小学校6年生が学級閉鎖になっております。

次に、8月30日から9月19日まで、9月議会が行われました。教育関係の一般質問としては、

「小学校外国語の取組について」

「2学期と3学期のメリット・デメリットについて」

「働き方改革について」

「いじめ・不登校の現状と対策について」

「外国籍の子の対応について」

「コミュニティ・スクールの取組事例について」

「特別支援教育の現状と対策について」

「読書活動の推進について」

「SDGsやESD教育について」

「防災教育の取組事例について」

「ライフスキル教育について」

「奨学金制度の状況について」

「体育館等のエアコン設置について」

「上吉影小と羽鳥幼稚園の跡地利用について」 などがありました。

本日は、次第に沿って進めてまいります、「協議」として「令和4年度事業の教育行政事務事業点検評価」があり、長丁場になりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

中村委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、中村委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。（中村委員：はい。）

では、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

前回の8月定例会の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(事務局より、一部訂正の説明)

ただ今、事務局より先月定例会での説明内容の訂正がありました。その部分を訂正し、承認ということでよろしいですか。(一同：頷く。)

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配布させていただいた資料としましては、

・協議第1号「教育行政事務事業の点検及び評価について」となっております。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、次第の「6 事業等報告」のうち、個人情報に関するものが含まれているため、

・「(1) 学校教育関係」について

・「(2) 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更」については、本会議並びに議事録において「非公開」としたいと思っております。

次に、「7 その他」につきましても、本会議では「非公開」としたいと思っております。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

まず初めに、(1) 協議となります。

協議第1号「教育行政事務事業の点検及び評価について」

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定及び小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第5号に基づき、令和4年度の教育行政事務事業について、教育委員会の点検及び評価を求めるものでございます。

まず、点検及び評価の進め方について、事務局より説明願います。

■ 協議第1号 教育行政事務事業の点検及び評価について

○ 笹目教育企画課主幹

点検評価の進め方について、ご説明申し上げます。

本日は、教育振興基本計画に定めている「5つの基本方針」のうち、教育に関する基本方針1から基本方針3までに係る評価をいただきたいと思います。

事前に資料を配布し、ご一読いただいていると思いますので、見開きの右側の「評価」とその理由、「学識経験者の意見」について所管課より説明した後、事前にいただきました質問への回答に対する再質問等、質疑応答の時間とさせていただきます。

なお、説明者の公務の都合により、説明が前後しますが、既にお配りのタイムスケジュールに沿って進めさせていただきますので、ご了承ください。

基本方針1 / 基本施策5 次代を担う青少年の健全育成について

評価 B

○ 島田生涯学習課課長補佐

本施策は、4つの基本方向で構成し、「基本方向1 地域における青少年育成体制の整備促進」では、各青少年育成団体は、コロナ禍においてもそれぞれ工夫をしながら事業を実施しました。

「基本方向2 青少年の体験活動の推進」でございしますが、3年ぶりに子ども議会を実施し、その他、子ども会ジュニアリーダー研修会の実施など、青少年の体験活動に取り組みました。

「基本方向3 青少年の居場所づくり」では、コロナの感染対策を講じながら、青少年相談員によるパトロールを実施しました。

「基本方向4 家庭における教育力の向上」でございしますが、家庭教育の大切さや保護者の子育てに関する不安軽減を図るため、家庭教育だより「あるひ」や子育てアドバイスブックを配布するなど、啓発活動を行いました。

評価としては、青少年育成団体の活動の見直しや家庭教育支援体制の充実について、さらに取り組んでいく必要があるため、確実な成果を出しているとは言いえないことから、Bとしました。

この評価に対し、学識経験者の意見としまして、「ジュニアリーダー後の活動意欲にある子どもの受け皿がないことが課題であったが、新たな取り組みとして、リーダーズクラブは大変有意義であると感じた。今後も活動内容をより充実させ、継続して欲しい。」といったご意見をいただきました。

事前にいただきました質問に対する回答は、資料の5から6頁に記載してございます。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

= 質 疑 =

◎ 山口委員

次代を担う青少年の健全育成ということですが、ここで対象としている「青少年」は、主に小中学生といった子どもなのかなという印象を持ちました。

私の若い頃で言えば、「青少年」は、いわゆる「青年団」や「青年学級」などもっと幅広い年齢層を指していたと思う。

この事務事業点検において、生涯学習課が絡むのは、この「青年」の部分があるからだ認識しています。

何が言いたいのかというと、2点ほどあります。

1点目は、青少年の健全育成と謳っているが、実際は小中学生がメインであるということで、今後も継続するのであれば、「青少年」の言い方を変えた方が良いのではないかと提案。

2点目は、生涯学習課の事業については、「社会教育委員兼公民館運営審議会」で評価がされると思うが、この施策については、2度評価を受けることになると思うが、その点の確認をしたい。

○ 田山生涯学習課長

青少年の健全育成以外の生涯学習課事業については、委員ご指摘の通り、「社会教育委員兼公民館運営審議会」において、評価をいただくことになっています。

なお、青少年の健全育成に関する施策は、外部評価と教育委員会の評価を受けていることについて、会議の場で報告させていただく予定です。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 7頁・8頁。

1-4 「就学支援教育の充実」について、担当より説明願います。

基本方針1 / 基本施策4 就学前教育の充実

評価 B

○ 島田子ども課係長

本施策は、2つの基本方向で構成し、「基本方向1 幼児教育の充実」では、公立幼稚園において、幼児期の生活の中で、発達に必要な体験を積み重ねていくことができるよう、年間指導計画を作成し、幼児一人一人が様々な体験ができるよう取り組みました。

「基本方向2 保幼小連携の推進」では、小学校や義務教育学校の授業の様子を参観したり、次年度就学予定の園児に関する引き継ぎ及び情報交換を行ったことで、教師の子どもへの適切な関わり方を学んだり、園児の入学後の学生生活が円滑に対応できるよう、適切に引き継ぎを行いました。

以上のことから、評価は「B」としました。

この評価に対し、学識経験者の意見として、「幼児期の成長は著しく、同時に感動も多くある。その一つとして『作品』が挙げられるが、その作品を残す方策を検討して欲しい。」といったご意見をいただきました。

事前にいただきました質問に対する回答は、資料の4頁に記載してございます。

説明は以上です。

= 質 疑 = 無

○ 羽鳥教育長

再質問等が無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局及び事前質問に対する回答等を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 13頁・14頁。

2-2 「新たなニーズに対応した教育の推進」について、担当より説明願います。

基本方針2 / 基本施策2 新たなニーズに対応した教育の推進

評価 B

○ 三輪教育指導課副参事

本施策は、2つの基本方向で構成しており、基本方向については、評価書に記載の通りとなります。

本施策の評価ですが、国際教育や環境教育等については、各校工夫して取り組んで参りましたが、昨年度は、まだコロナ禍の影響もあったことから、外部施設を利用した研修や体験活動等については、十分な取り組みとは言えないことから、「B」としました。

この評価に対して学識経験者からの意見としては、

「『個別最適な学び』と『協働的な学び』についての研修など、様々な研修を実施しているようだが、これらの研修は、学力の定着と密接な関係があると感じる。そのため、研修自体が本質を捉えたものになっているか適宜研修を行い、再点検すべきである。」

「『やらない』より『やる』が良いというのは当然のことである。苦勞体験や失敗体験から得られることもあるため、田植えだけでなく、育苗等、今まで実践してこなかった部分に挑戦しよう検討して欲しい。」

「SDGsの取り組みとして、ジェンダーと時代に即した内容で実施することが望ましい。」
といったご意見をいただきました。

事前にいただきました質問に対する回答は、資料の8頁に記載してございます。

説明は以上となります。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

基本方向2「特色ある教育の推進」として、様々な課題を明示していますが、どのような点が小美玉市の特色と考えていますか。

○ 三輪教育指導課副参事

本市は霞ヶ浦に面していますので、「霞ヶ浦環境科学センター」を活用しての環境教育や田植えや稲刈り等の体験学習に、市内全校ではありませんが、多くの学校が取り組んでいる点が挙げられると思います。

特に環境教育では、湖上体験として、実際に霞ヶ浦の水を採水し、水質の汚染状況や微生物観察等、小学4年生から5年生で学ぶことができます。

また、環境科学センターの職員が、出前授業として各小学校に来校し、水質の検査方法や微生物の観察方法などの内容で実施し、これを継続していることも特色であると考えています。

◎ 中村委員

言うなれば、今のが小美玉の特色あるものという認識ですか。

○ 三輪教育指導課副参事

はい。本来この事業は、各学校で「応募」しなければならないのですが、それにも関わらず、市内ほとんどの学校がこれに取り組んでいる状況です。

これは、霞ヶ浦に面しているからであると言え、本市の特徴の一つと考えます。

◎ 中村委員

これらの「特徴（特色）」は、教育上非常に大事なことであると、私は考えています。

では、次に「外国語によるコミュニケーション体験の充実と能力の育成」について、どのような点で特色があるのでしょうか。

○ 三輪教育指導課副参事

こちらについては、授業に出ているA L T以外とタブレットを通じて直接やり取りのできる取組を昨年度から実施しています。

◎ 中村委員

それは、本市独特のものですか。

○ 三輪教育指導課副参事

現在、A L Tを派遣いただいている民間企業のデータによると、県内では3市町村程度とのことです。

昨年度から、導入について打診があり、市として全校で必ず取り組むよう指導した事業となります。

◎ 中村委員

この事業の導入によって、成果に良い変化はありましたか。

○ 三輪教育指導課副参事

はい。昨年度から実施した事業ですので、成績や数値としては、まだわからない部分ではあります。しかし、今までは学級にいる1人のA L Tに対し、30人前後の児童生徒とやり取りをしていた訳ですが、この事業によって、1人のA L Tに対し、3人程度の少人数での会話が可能となったため、非常に子どもたちは楽しく、そして会話数が増えていると、英語教師からは非常に好評です。

これを繰り返すことで、「聴く」「話す」といった、コミュニケーション力が上がるということは、実績はありませんが、予想できると言えます。

一方で「書く」力の向上には、何かしらの方策が必要と考えます。

◎ 中村委員

「話す」力は確かに向上すると思います。ここが一番弱い部分でしたから。

この取り組みは、特徴と言えると思います。

つまり、学級に派遣されるA L Tの数が増えれば、児童生徒とのコミュニケーションの機会が増え、総じて、英語力が向上すると言えますか。

○ 三輪教育指導課副参事

はい。もちろん、多いに越したことは無いと思います。

しかしながら、「ただ居る」ではなく、A L Tがどのタイミングで、どのような会話とするかなど、計画性が必要になってくると思います。

ただ、人数の件で言えば、令和4年度は市内のA L Tの人数は12名でしたが、市長の公約に「外国語教育の推進」が掲げられていることもあり、令和5年度は13名に増員となりました。

増員によって、生徒数の関係で人手不足だった美野里中学校は、昨年度まではA L Tが授業に入

れない時も多くありましたが、今年度からは、各学年1名ずつ配置がされたことにより、英語の授業が充実しているといった声を聞いております。

他校の現状としては、各校1名、義務教育学校については、前期・後期にそれぞれ1名ずつ配置されていますので、授業が重なると全てには入れませんが、ほとんどの授業で入れている状況です。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 19頁・20頁。

2-5 「インクルーシブ教育の充実」について、担当より説明願います。

基本方針2 / 基本施策5 インクルーシブ教育の充実

評価 B

○ 三輪教育指導課副参事

本施策は、2つの基本方向で構成しており、基本方向については、評価書に記載の通りとなります。

本施策の評価ですが、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の市内統一に向けて進めておりましたが、令和4年度は統一に至らず、小中連携が十分でなかったということから、「B」としました。

学識経験者の意見としては、「3歳児健診以降から就学前健診までの間の『新たな検診』について、ぜひ導入を検討して欲しい。」といったご意見をいただきました。

事前にいただきました質問に対する回答は、資料の10頁に記載してございます。

説明は以上となります。

= 質 疑 =

◎ 山口委員

知能検査の実施とありますが、この検査は、どのような子を対象にどのように実施するものですか。

○三輪教育指導課副参事

2パターンあります。

1つ目は、ご家庭から希望のあったお子さん。

2つ目は、学校や園の教員が様子を見ていて、集団での学習に懸念を持ったお子さん。

1つ目のケースは、ご家庭からの希望ですので、そのまま検査を実施しますが、2つ目のケースについては、保護者の合意を得てから実施します。ですので、合意を得られなければ検査を行いません。

以上です。

◎ 中村委員

疑問に思っていたのですが、「インクルーシブ教育」を充実させることと、「特別支援学級」も充実させること。ここに矛盾は生じないのでしょうか。

○ 三輪教育指導課副参事

現在の特別支援学級の状況としては、科目に応じて、通常学級と特別支援学級を行き来している状況です。

本来のインクルーシブ教育は、特別な支援を必要とする児童生徒とそうではない児童生徒と一緒に学習等をするということで、本市においても、実践をしているところではありますが、その中でも、支援の必要な児童生徒に対しては、支援を講じている現状ですので、インクルーシブ教育と特別支援教育が混ざり合ったような状況であると言えます。

また、特別支援教育も昨年度から今年度にかけて、授業数の部分が大きく変化しました。

昨年度まではどちらかと言えば、少なめでも良かったところが、今年度は、増やさなければならぬような状況となり、特別支援教育を充実させるといった方針なのではないかと捉えています。

ただ、今までのインクルーシブ教育を全くやらない訳では無いので、「インクルーシブ教育」と「特別支援教育」の良い部分を織り交ぜながら実践していくしかないと考えます。

◎ 中村委員

大変なことだと思います。

学校を含めた、市町村の教育委員会は、文科省や都道府県から、新しい課題が次から次に出てきている状況ですので、「インクルーシブ教育」と「特別支援教育」をどちらも完璧に実践しようとしても、現実はなかなか大変だろうと思います。

それならば、選択と集中ではないですが、取り組む優先順位をはっきりさせて、どちらかを充実させる方が結果として、良い結果を得られるのではないかと考えます。

私の個人的な意見ですが、中央からの通達等はそれとして、学校現場で真に必要なことを優先的に考えて実践すれば良いのではないかと思う次第です。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 21頁・22頁。

3-1 「小中一貫教育の推進と学校の適正規模・適正配置」について、担当より説明願います。

基本方針3 / 基本施策1 小中一貫教育の推進と学校の適正規模・適正配置

評価 B

○ 沼田教育企画課課長補佐

本施策は、2つの基本方向で構成しており、基本方向2「学校の適正規模・適正配置」では、小美玉市に小中学校規模配置適正化実施計画に基づきまして、3中学校区の学校統廃合が進め、令和4年4月に、小川北義務教育学校が開校しました。

一方で、基本方向1「地域の実態に合わせた小中一貫教育の推進」では、小美玉市小中一貫教育

基本方針に基づきまして、4地区で小中一貫教育が取り組んでおりますが、コロナ禍ということもあり、児童生徒の交流の機会が限られ、「確実な成果を出している」とまでは言えないことから、評価「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「統合の住民説明会では、統合に伴う『メリット』に関する質問が多く挙げられており、『取組』を示すだけでは、抽象的であるため、『数値』で示す努力をすべきだと考える。また、遠距離通学に通学支援をしているなど、統合による『デメリット』に対する市の取組についても、十分周知する必要がある。」といったご意見をいただきました。

事前にいただきました質問に対する回答は、資料の11頁に記載してございます。

説明は以上です。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

「取組」を示すだけでは抽象的で、「数値」で示せと、学識経験者の意見にもありましたが、全くその通りだと思います。

他の施策にも共通していますが、「数値」で示すことが一番欠けていると思います。

「目標値」が無いということは、様々な施策を実行しても、判断する基準が無いと言える。

ここの施策は、小中一貫教育を謳っている訳で、義務教育学校はもちろん、美野里地区も一貫教育を推進するとしている。

私の提案ですが、「何を」「どのように」目指すか、目標を明確にしなければ、一貫教育を推進して取り組んできた成果が上がっているのか否かが、いつになっても分からないと思いますので、「目標値」を明確にすべきだと思います。

◎ 小仁所委員

私自身、適正規模検討委員会のメンバーで、当時、東日本大震災によって、校舎が傷んだということ皮切りに、校舎の長寿命化等見直しが行われ、他市町村に関しては、行方市も同時期に検討がされていたと記憶しています。

小中一貫の成功例として、本市が取り上げられていますが、あれから10年近く経過し、当時よりもさらに少子化が進んでいる中、本当に成功していると言えるのか、見解を伺いたいと思います。

○ 沼田教育企画課課長補佐

ただ今、小仁所委員よりご質問をいただきましたが、本市においては、美野里地区では「連携型」の小中一貫教育、小川南学区では「隣接型」の小中一貫教育、玉里学園義務教育学校と小川北義務教育学校では「一体型」の小中一貫教育、この3つの小中一貫教育を推進しているところです。

しかしながら、先ほども申しました通り、コロナ禍によって事業がなかなか実施できなかったこと、また中村委員からご指摘がありましたが「指標（目標値）」の設定が不十分であるということを経験すると、客観的に「成功」したとは言い難い部分もあると思います。

単に「一貫教育」と言っても、学校現場では手探り状態で、保護者も、一貫教育によるメリットを実感できていない部分もあると聞き及んでおりますので、今後は、「数値」による根拠を明示できるよう努めてまいりたいと思います。

○ 三輪教育指導課副参事

まず、「小中一貫」と「義務教育（学校）」の違いについてお話しさせていただきますと、「小中一貫」は、「6-3年制」いわゆる「小学校」と「中学校」に分けられます。一方で「義務教育（学校）」は、9年間の義務教育を「4-3-2年制」のような教育課程の編成が可能になるといった違いがございます。

このような中、「小川南学区」については、「1小1中」で、学校間の距離も近いことから、中学校の教員が小学校で行われる自身の専門科目の授業において、副担当として入るなど、お互いの学校を教員が行き来するなど交流を深めています。

実践が一番難しい「美野里地区」については、まず教員同士、「教科ごと」或いは「領域ごと」に会議を設け、「4小1中」の統一を図ることを目的に、昨年度から、お互いの持つ情報の「共有」を始めております。

このように、3つの小中一貫教育の分類があり、全部が全部同時にとはいかない部分もありますので、アドバイザーを活用し、どのような方向性で進めていくべきか、それぞれの種類の良い部分を活かす方策等について助言をいただきながら、市全体として、小中一貫に取り組み始めました。

また、小中一貫教育について、どれだけ地域住民へ周知ができるかということで、保護者や学校の教職員に対し、今年度からアンケートを実施します。これについては、一つの指標にもなると思いますので、継続して実施し、5年から10年の期間で変化を見ていきたいと考えています。

◎ 小仁所委員

統合時、小川南小学校は3学級編成だったと思いますが、現在は2学級と聞いています。

玉里学園も、現在2学級で、これらがこの先単学級になってしまうことを考えると、統廃合について検討を始めなければならないと思ってしまうのですが、このことについては、どのように考えていますか。

○ 沼田教育企画課課長補佐

委員のご質問については、今後の児童生徒数の推移を注視し、望ましい学校規模や学級規模、施設の老朽化等を考慮しながら、小中学校の適正配置を検討していく必要はあると考えます。

◎ 中村委員

「小中一貫教育の推進」ということで、義務教育学校も含めて、9年間連続した教育を推進するというのであれば、「英語教育」を一例に話しますが、英語教育が低年齢化している中、中学3年生・義務教育学校9年生の卒業時点での目標を設定し、それに向けた、段階的な目標設定をすべきだと思います。

その目標は、学力診断のためのテストで県平均プラス何点以上やTOEIC・TOEFL何点異常、英語検定何級以上合格など分かり易い基準を設定すれば良いと思いますが。

○ 三輪教育指導課副参事

指標については、旧計画では、設定をしていませんでしたが、令和3年度から4年度にかけて、「教育振興基本計画」の見直しを行い、昨年度「教育振興基本計画（改定版）」を策定し、今年度以降は、この計画に沿って事務事業を遂行していきます。

英語教育に関する指標としては、『中3時におけるCEFR-A1（英語検定3級相当）以上の英語力を有する生徒の割合』を令和9年度目標値で『54.0%』という指標新たに設け、それ以外の学年については、「CAN-D0リスト」による学習到達目標を中学校・義務教育学校区ごとに設定し、それを確認しながら進めるよう、各学校へ指導しています。

◎ 中村委員

もう一点、話は少し逸れますが、情報公開について、今後検討していただきたいのですが、近隣自治体では、「小学5年生から中学3年生までの英語検定取得状況」や「高等学校への進学状況」、「全国学力・学習状況調査」など教育に関する情報を公開している。

本市でも同様に公開することで、現在の状況を把握してもらうことが可能となり、学校関係者への刺激や保護者の関心を引き、学力の向上にもつながると思います。

◎ 廣戸委員

本施策について、意見を述べさせていただきたいと思います。

小中一貫教育の一番のメリットは、「カリキュラム」だと思っています。

玉里学園と小川北義務において、「特色ある」カリキュラムを編成しているかを議論しないと、今中村委員からお話しがあつたように、「単なる一貫教育」で成績が上がるのであれば、どこの自治体も一貫教育を実践すればいい話です。

しかし、そうではなく、本市が狙っている小中一貫教育というのは、私がこの評価書等を読んで受け取った限りでは、「グランドデザイン」に基づく「目指す児童生徒像」を定め、その他として、連携教育として、「学校行事の連携」や「教科担任制」の小学校での実施だと思っています。

これらカリキュラムとしてしっかり組み立てて、成績が上がったならば「数値化」ができるのではないかと思います。

ただ申し訳ないですが、私はこの評価書を読む限り、カリキュラムについては見えていません。或いは穿った見方かもしれませんが、玉里学園と小川北義務の先生方は、前期課程は小学校、後期課程は中学校という括りではないのでしょうか。教員は簡単に意識を変えられないと思いますので、この部分を考えて、市として9カ年を見通したカリキュラムを組み立てない限り、一貫教育は成功しないと思います。

また、全国的な流れで、今義務教育学校は停滞、むしろ撤退しようとする自治体も出てきていますが、これも9カ年を一括りにしてカリキュラムを組み立てることの難しさを表していて、本来であれば、文科省が提示するカリキュラムを組みかえることは可能なはずだけど、1市町村のレベルでは、非常に難しく、大変な労力がかかり、やり切れずに、6-3年制に戻す。これが全国的な流れになりつつあるのかなと思います。

このような流れの中、本市において、「隣接型」など一貫教育を継続しようとするならば、単なる「教員の授業への出入りで一貫教育を実践しています。」ではなく、「カリキュラム」から変えていく方向で検討をすれば、数値として結果も出てくると思います。

これについては、年度完結ではなく、今後「小美玉市の特色」として、継続していくのであれば、しっかりとしたカリキュラムを組み、効率的に成果が上がるような体制づくり。或いは、系統立てた教育を表に出さない限り、単に小学校と中学校が同じ建屋に入っているだけで終わりかねないという危険性があると感じています。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 1頁・2頁。

1-1 「命を大切に作る心の育成」について、担当より説明願います。

基本方針1 / 基本施策1 命を大切にする心の育成

評価 B

○ 仲田教育指導課指導主事

本施策は、4つの基本方向で構成しておりますが、主だった取組についてご説明いたします。
基本方向1「道德教育の充実」について、「授業による『考え、議論する道德』への質的転換」を推進しました。

また、基本方向2「命を大切にする教育の推進」として、「SOSの出し方に関する教育の実施」を充実させました。

以上のことから、評価は「A」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「道德の授業においても、タブレット導入等が進み、意見を出しづらい児童生徒が発言しやすくなったのではないかといったプラスの変化が考えられる。」といったご意見をいただきました。

説明は以上です。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

基本方向2には、「学校の実態に応じて…」、それから基本方向3には、「各校の好事例を参考に…」と記述があると思いますが、この記述だけでは、何も分からないので、より具体的なことを説明願いたい。

○ 仲田教育指導課指導主事

具体例については、事前質問でもいただき、それについて、できる限り具体的に回答を作成させていただきました。

次にご指摘いただきました「学校の実態に応じて…」は、一つの観点に定めて分析をする場面もあると思いますが、市内の学校全体の取組みとして、それらを網羅した、全体的な特徴として記載するため、私たち事務局側はよく使いがちな言葉です。

今後、できる限り具体事例を出して、説明する必要はあると率直に感じました。

◎ 中村委員

なぜ今の話をしたかと言うと、評価「A」の基準というのは、「確実な成果を出している」「目標値に向けて計画のとおり実施することができ、優れた取組が見られた」「当初の目的を達成し、事業が完了した」とされています。

本施策をこの基準に照らし合わせると、どの辺りが該当するのか疑問を感じました。

○ 仲田教育指導課指導主事

ご意見を受け止め、今後活かしていきたいと思っております。

ただ、この評価の基となる「教育振興基本計画」の課題とも言えるのですが、例えば、基本方向1のように「道德教育の充実」と非常に端的に示されておりますが、この言葉に含まれる背景・要素と、何をもちて道德教育が充実しているか、を表現するのは、なかなか難しい部分があります。

なぜならば、「道德教育」と一言で申し上げましても、要素としては大きく分けて2つあるからです。

一般的な生きていく上での『『道德性』を養う』道德教育は、学校の全ての教育活動において実践しなければならないものです。

一方で、よく議論される「考え、議論する道徳」は、「道徳科」として、授業を要に実践するものです。

このように、「道徳教育の充実」の持つ要素と言うのは、多面的かつ多種多様である中ではあります。やはり客観的に示せるように今後努力しなければならないと感じているところです。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

所管課の評価は「A」ですが、事務局の説明及び質疑応答を受けて、確実な成果を出している。と明確に言えないということで、本会の評価については「B」ということではいかがでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

ここで、一時休憩としたいと思います。

再開は10分後とします。

< 休 憩 >

それでは会議を再開します。

評価書の5頁・6頁。

1-3「社会を生き抜く力の育成」について、担当より説明願います。

基本方針1 / 基本施策3 社会を生き抜く力の育成

評価 A

○ 仲田教育指導課指導主事

本施策は、3つの基本方向で構成し、基本方向1「自主的・自立性を育成する教育の推進」として、自然教室等について記載しております。

同教室は、コロナ禍を理由に3年連続で中止となりましたが、校外学習等は予定通り実施することができました。

宿泊は伴わないものの、少年自然の家でのオリエンテーリング等の自然体験学習や陶芸体験、ワークショップなどを行うことで、子どもたちの社会性や生きる力の育成につながったと考えております。

以上のことから、評価は「A」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「自然教室は子どもたちが『達成感』を味わうには貴重な体験であるため、自然体験のフィールドを『市内』とすることで、地元の魅力発見にもつながるため、実施場所を模索し、今後も継続して欲しい。」といったご意見をいただきました。

以上となります。

= 質 疑 = 無

○ 羽鳥教育長

再質問等が無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局及び事前質問に対する回答等を受けて、本会の評価については「A」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「A」といたします。

続いて、評価書の15頁・16頁。

2-3「キャリア教育の充実」について、説明願います。

基本方針2 / 基本施策3 キャリア教育の充実

評価 B

○ 仲田教育指導課指導主事

本施策は、「系統的なキャリア教育の推進」を基本方向に掲げ、事業に取り組みました。

取組の主なものとして、「キャリアパスポート」について説明申し上げます。

「キャリアパスポート」とは、小学校から高等学校までのキャリア教育を系統的なものとするために、2020年に導入したもので、これを効果的に活用する取組を進めています。

評価については、キャリアパスポートの効果的な活用を目指し取り組んでおりますが、まだまだ十分な活用には至っていないと考え、「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「様々な視点で、多くの職業を見ることが必要である。」といったご意見をいただきました。

説明は以上です。

= 質 疑 = 無

○ 羽鳥教育長

再質問等が無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局及び事前質問に対する回答等を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続いて、評価書の27頁・28頁。

3-4「いじめや不登校等、児童生徒のためのサポート体制の充実」について、説明願います。

基本方針3 / 基本施策4 いじめや不登校等、児童生徒のためのサポート体制の充実

評価 B

○ 仲田教育指導課指導主事

本施策は、2つの基本方向で構成し、基本方向1「教育相談体制の充実・強化」の取組について、説明申し上げます。

1点目として、「校内オンライン相談窓口」の設置です。

不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりの一環として、整備を推進しています。

相談実績等、詳細については、資料記載の通りとなります。

2点目として、「スクールカウンセラーの活用」と「適応指導教室」について、スクールカウンセ

ラーまたは適応指導教室との連携充実を図っています。

以上のように、様々な取組は着実に進めることはできていると考えておりますが、関係資料に示しているように、「不登校児童生徒の出現率」に着目すると、「確実な成果を出している」とは言えないことから、評価は「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「普段の授業の中で子ども同士をつなぐ人間関係を構築していく必要があるのではないか。」といったご意見をいただきました。

説明は以上です。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

不登校対策として、適応指導教室は、「不登校に陥ってしまう」もしくは「不登校になってしまった」ことに対する対症療法的な取組だと思えます。

スクールカウンセラーの配置は、事前の防止に一定の効果はあると思いますが、ゼロになることは無いと思えます。

では、それ以外に、未然防止策として、どのような取組がありますか。

○ 仲田教育指導課指導主事

未然防止策として、先ほど説明しましたが、「スクールカウンセラー」へ早期につなげることや、「校内オンライン相談窓口」も子どもが抱える悩みの種などを早期に共有して、心理的負担を軽くすること等、「相談体制の充実」が挙げられると思えます。

しかし、この前提として、子どもたちが学校生活のほとんどを過ごす「学級（教室）」が居心地の良い場所であるかが重要で、本市では「Q-Uテスト」を実施し、満足度を測っています。

その結果に課題のある子どもに対して、教員から積極的に声をかけることも未然防止策の一つであると思えます。

また、学識経験者からご指摘いただきました、授業中での人間関係の構築については、毎時間の授業の中で、子どもたちの自己肯定感を高められるような取組が必要であると感じ、その視点で授業者が積極的に声掛けをしていくことが実践できるよう、現在各校で努めているところです。

◎ 中村委員

「相談体制の充実」とは、どのような体制を言うのでしょうか。

○ 仲田教育指導課指導主事

体制の充実と言えるか、なかなか難しいですが、子どもが「辛い」時に、すぐに外に出せる環境を作ることが一つ大事なのではないかと思えます。

例えば、SOSを出す際、言葉にして言える子と、それが難しく、手紙等で相談してくる子がいます。

この手紙の部分では、今の子どもたちはタブレットがあるので、タブレットを活用して発信することができ、このような環境も、充実の一つに繋がっていくのではないかと考えます。

◎ 中村委員

出し手の充実については分かりました。

それでは、受け手の体制の充実はどうでしょうか。

○ 仲田教育指導課指導主事

受け手を「教員」と想定してお話しさせていただきますが、早期発見・解決のための体制充実に重きを置いています。

特に、「組織的な対応」を一番大切にしています。

例えば、1人の教員が問題を抱え込まないようにする。発見または悩みを抱える子どもと繋がった教員が、次のステップをどのように踏んで解決に導くか、組織として対応します。

実態を把握して、組織的に対応するというのを各校重視して、体制整備に努めているところです。

◎ 山口委員

冒頭、教育長の挨拶にもありましたが、「いじめ・不登校の現状と対策について」議会の一般質問があったということに合わせて、以前、いじめの相談を担う部署を学校や教育委員会ではなく、市長部局に設置したという内容をテレビで見ました。

令和4年度の取組や先ほどのやり取りを聞いて、いじめや不登校への対応には、大変な労力がかかることなのだと改めて感じ、これが教員を希望する若者が減ってしまっている原因の一つなのかなと思った次第です。

テレビの内容としては、市長部局に相談窓口を設置した自治体は、相談したい子どもは、無記名でハガキを担当課に出すそうです。これによって、学校現場の負担が減ったということでした。

もちろん、簡単なことではないと思いますが、他自治体でそのような実績があるということですので、本市でも導入を検討してはどうか提案させていただきたいと思います。

◎ 柴田委員

評価書の関係資料に「不登校児童生徒（30日以上欠席）の出現率」がありますが、30日以上欠席ということは、保健室登校もしておらず、全く学校に来ていない状態の児童生徒ということで、かなり拗れている問題と言えらると思います。

早期対応を重視するのであれば、もっと軽微な段階で、教育委員会へ報告や状況説明等、対応する必要があるのではないかと考えますので、今後、思慮なり目標を持って、対応方針について検討して頂ければと思います。

◎ 小仁所委員

不登校となっている中学3年生の卒業後の進路は、どのような状況でしょうか。

○ 仲田教育指導課指導主事

生徒によって選択する進路は大きく変わってくると思いますが、多い進路としては「全日制ではない高等学校への進学」です。

その中で、自身の望む学習環境を求めて、通信制の高校へ進学し、学習を継続するケースが最も多い選択肢だと思います。

現状、就職するケースもありますが、中学卒業後の就職はなかなか厳しい部分があり、一般的にハローワーク等で中学卒業の就職として割合を出すとかかなり低い数字になると思います。

○ 羽鳥教育長

他県の取組ですが、広島県では、入試の際作成する「調査書」について、公立高校の入試では、欠席日数を記載しない方針を県として出しています。

これは、欠席には様々な理由があり、欠席していたとしても、学校以外での学びの機会が確保されていれば、問題無いということだと思います。

本県では、現時点ではそのような方針は出ていませんが、多様な学びの確保は重要であると感じているところです。

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。
事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 25頁・26頁。

3-3 「安全・安心で、地域とつながる教育施設整備の推進」について、担当より説明願います。

基本方針3 / 基本施策3 安全・安心で、地域とつながる教育施設整備の推進

評価 B

○ 細谷教育指導課課長補佐

本施策は、2つの基本方向で構成し、基本方向1「教育施設整備の推進」の取組として、教育環境の向上と教育施設の省エネルギー化を目的とし、市内の学校施設9校のLED化が完了しました。

また、羽鳥小学校及び玉里学園義務教育学校の特別支援学級教室の改修工事を実施し、教育環境の改善を図りました。

給食施設においては、安定的な給食の提供に資することを目的に、蓄熱式蒸気発生器の蓄熱槽6台の更新工事を実施しました。

次に、基本方向2「学校安全対策の推進」の取組として、通学路合同点検を関係所管課と連携して実施し、通学路危険箇所210ヶ所中149ヶ所の対策を完了しました。

また、遠距離通学支援については、小川北義務教育学校の開校に伴い、スクールバスの運行開始し、市内全域での遠距離通学支援を行っています。

以上のことから、一定の成果を出していると判断し、評価は「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「通学路安全確保や遊具の安全点検など、きっかけは小さな綻びであっても、後々大きな問題に発展する可能性もあることから、引き続き早期の対応をお願いしたい。」「給食の安全性にも注力して欲しい。」といったご意見をいただきました。

説明は以上となります。

= 質 疑 =

◎ 山口委員

通学路の点検に関連して、お聞きしたいのですが、通学路上の雑草の除草について、地区によっては綺麗に刈られている地区と、荒れてしまっている地区に分かれると思います。

残念ながら、私の地元は、地権者の高齢化等様々な理由で、通学路の歩道上に雑草が覆いかぶさっている状況です。

そのような地権者に対して、通学路の安全を確保する観点から、教育委員会としては、道路維持課などを介して、そのような地権者に管理するよう要請する。応じてもらえないのであれば、了解を得て雑草を刈るなどの対応をする必要があるのではないかと思います。現在の対応について教えてください。

○ 田口教育指導課主任

市道の除草対応については、道路維持課が所管となり、県道については、水戸土木事務所が所管

となります。

基本的には、地域住民の方からの通報によって把握し、国道や県道、市道など対象の路線によって、その所管する関係先へ連絡し、対応を検討する流れとなります。

また庭先の生垣については、地権者が高齢等の理由で対応が難しいといった理由から、道路維持課での対応が可能な場合もありますので、ご連絡をいただければと思います。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 3頁・4頁。

1-2 「健やかな体の育成」について、担当より説明願います。

基本方針1 / 基本施策2 健やかな体の育成

評価 B

○ 大曾根教育指導課指導主事

本施策は、3つの基本方向で構成し、基本方向1「学校体育の充実」の取組として、体力テストの結果が、市内の学校9校中5校で、A+Bの割合の低下という結果を受け、体育の授業で改善を図るべく、毎時間サーキットトレーニングなど、体力向上を目的とした取組を実践し、その継続に努めました。

基本方向2「食育指導と学校給食の充実」と、基本方向3「学校保健と健康教育の充実」の取組としては、給食を通じた食の指導や毎月1回の地産地消の日を設け、小美玉市産や茨城県産の食材を多く使用する給食を提供しました。また、年度始めには、食物アレルギーの確認やアナフィラキシーショックの対応について、エピペンを使用した研修会を実施しました。

このような取組を実施しましたが、やはり体力テストの結果が令和3年度と比較して下がってしまったことから、評価については「C」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「AEDの指導については、児童生徒への研修も必須として取り組んで欲しい。」や「評価が低い印象を持った。目標は達成できていないものの、国県の平均と比較すると十分であると感じる。」といったご意見をいただきました。

説明は以上となります。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

取組内容について見れば、指標は下がっていますが、やっていることはやっているという評価できると思いますので、評価を一つ上げて良いと思います。

◎ 山口委員

「学校給食の充実」で、今県知事が「有機野菜」を給食に取り入れると積極的になっていて、これについて、県北を中心に活動が盛んになっているようです。

有機野菜の定義については、明確に理解している訳ではありませんが、おそらく、化学肥料や農

薬の使用が制限されているものを指すのだと思います。

近隣の自治体でも、日本農業賞を受賞したと聞きましたが、このような時代の流れがある中、本市においても、おそらく有機栽培をしている農家はあるのではないかと思います。

本市の学校給食に使えるかは、生産量や生産者が限られているという課題はあると思いますが、今後検討していく余地はあるのではと思うところです。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

先ほど、中村委員から評価を一つ上げて良いのではないかとご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、本会の評価は「B」といたします。

続きまして、評価書 11頁・12頁。

2-1 「確かな学力の定着」について、担当より説明願います。

基本方針2 / 基本施策1 確かな学力の定着

評価 B

○ 大曾根教育指導課指導主事

本施策は、2つの基本方向で構成し、基本方向1「基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成」については、取組の成果を計るものとして、「茨城県学力診断のためのテスト」の結果等を指標としています。

令和4年度の結果については、小学6年生の4教科と中学2年生の5教科をそれぞれ県の平均と比較しますと、小学6年は「-(マイナス)4.6」、中学2年は「-3.9」というものでした。

また、令和4年度「全国学力・学習状況調査」においては、国語、算数・数学で知識・技能に課題が見られました。

各教科の学習指導の改善を図るために、「小美玉市学力向上対策委員会」を設置し、全国学力・学習状況調査の結果を受けた課題の見直し・分析を行いました。

そこで、市としての課題について、共通理解を図り、今後の指導方法について資料を作成し、各校に配付して、その活用方法を年度末に確認したところです。

基本方向2「言語活動の充実」の取組としては、各学校の授業において、ICT機器を活用し、活動の充実を図れるよう工夫しました。

以上のことから、評価は「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「学力の定着を図ることが課題である。」「『チーム・ティーチング』や『少人数学習』『習熟度別指導』など効果が出ていないように感じる。」といったご意見をいただきました。

説明は以上となります。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

ICT機器の効果的な活用とありますが、効果的と言うことは、使い方は一律ではなく、教科によって異なるという認識でよろしいですか。

○ 大曾根教育指導課指導主事

ご指摘の通り、教科によって異なりますが、一方で、どの教科も共通して使用しているものもあ

ります。

スプレッドシートは、例えば、授業の反省や振り返りをする際、1枚のシートに子どもたちが一斉に自分の考えを打ち込むことができるため、自身の振り返りだけではなく、他の子どもの考えたことなども参考にしながら振り返ることが可能です。

Jamboard の導入により、共同で操作が可能となりました。

これらを活用し、言語活動の充実を図っています。

また、体育であれば、自身の演技等の動画を撮影してもらい確認するなど、技能の向上や意欲の向上に繋がっています。

◎ 廣戸委員

施策に対する意見ではありませんが、評価書の「学識経験者の意見」で『話し合い』に学びは無いと感じている。この部分を再度検討して欲しい。」とありますが、この部分がすごく引っ掛かっています。

「学び合い」については様々な考え方があり、今の大学教授も、自身の持論を出すために様々な言い方をしています。

本市の取組は、発表に対して、ただ「聞く」のではなく、ICTを用いながら「協議」や「検討」をし、その内容を深めているのであって、決して「学びが無い」訳ではないと思います。

○ 羽鳥教育長

ご指摘の部分については、事務局で修正等、掲載方法を検討させていただきます。

◎ 中村委員

確かな学力について、私は素人ですので、よくわからない部分もありますが、いろいろ調査研究している中で、様々な文献を読み、「読解力」が確かな学力を定着させるための根幹であると感じました。

では、読解力を伸ばすために、学校ではどのような取組が必要なのか、今後検討していただきたいと思いますが、私の考えとしては、「学校図書の充実」を図るべきだと考えます。

できる限り、児童生徒が興味を持つような内容の図書を用意する。これによって、読む魅力につながり、読解力の向上に繋がると思います。

○ 羽鳥教育長

ご意見ありがとうございます。

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び質疑応答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 17頁・18頁。

2-4 「情報活用能力を育てる教育の充実」について、担当より説明願います。

基本方針2 / 基本施策4 情報活用能力を育てる教育の充実

評価 B

○ 大曾根教育指導課指導主事

本施策は、1つの基本方向で構成し、「ICT教育の推進」の取組として、「デジタル教科書」や「オクリンク」「Jamboard」などのソフトを、児童生徒の学習用ICT環境の整備に伴い、1人1台に配備した端末を授業の中で活用しました。

また、情報教育研修会を昨年度は7回開催し、情報交換や講師の助言指導により、GIGAスクール構想実現の方向性が明確になりました。

その他、子どもたちに対しては、インターネットトラブル防止教育を推進するため、小学3年・小学5年を対象に、オンラインのネット安全教室を開催しました。

以上のことから、評価は「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「安易に『便利だから』用いるのではなく、アンケート等を実施し、効果的な活用を検討すべき。」といったご意見をいただきました。

説明は以上となります。

= 質 疑 = 無

○ 羽鳥教育長

再質問等が無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局及び事前質問に対する回答等を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 23頁・24頁。

3-2 「教職員の業務の質を高めるための支援やサポート体制の充実」について、担当より説明願います。

基本方針3 / 基本施策2 教職員の業務の質を高めるための支援やサポート体制の充実

評価 B

○ 大曾根教育指導課指導主事

本施策は、2つの基本方向で構成し、基本方向1「教職員の資質能力の向上」の取組として、採用から3年目までの新規採用教員を対象に、「授業研究会」を1人1回ずつ行いました。

また、重複になってしまいますが、「学力向上対策委員会」において、全国学力・学習状況調査の分析を行い、授業改善のための資料を作成しました。

基本方向2「学校の組織力の強化と教職員サポート体制の充実」の取組としては、教職員の働き方改革の部分となりますが、「2学期制」や「部活動における複数顧問制」などを導入することで、教職員の時間外勤務の削減につながりました。

また、平成29年度から連続してストレスチェックを実施しており、市内全教職員が受検しました。

以上のことから、評価は「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「働き方改革に取り組むことは重要だが、子どもたちに適切な指導をすることに重点を置くことを忘れずに取り組んで欲しい。」といったご意見をいた

いただきました。

説明は以上となります。

= 質 疑 =

◎ 中村委員

教員の教えることの質を高めることから少し逸れますが、教職員の資質向上の観点から、研修内容について、一つ提案をさせていただきたいと思います。

某新聞社による、22歳の新採教員から60歳までの教員を対象に実施したアンケート調査の結果を見ると、

- ・「大学時代を含めて、自身の生活はどうか」に対し、98%が中流と回答

- ・「いじめに遭った経験があるか」に対し、遭ったことがあると回答した教員は、全体の7%

- ・「学生時代の成績はどうか」に対し、大部分が普通と回答

その他、様々な設問があったようですが、ここで注目して欲しいのは、いじめに遭った経験のある教員がほとんどいないということです。

これでは、教鞭を執る中で、進行形でいじめに遭っている子どもたちを理解することは難しく、私は、いじめ防止の問題とこの調査結果は少なからず関係性があるのではないかと考えています。

ですから、今申し上げたことを、研修内容に取り上げることも検討していただきたいと思います。

○ 羽鳥教育長

その他どうでしょうか。無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局の説明及び事前質問に対する回答を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

続きまして、評価書 29頁・30頁。

3-5 「地域に開かれた学校の推進」について、担当より説明願います。

基本方針3 / 基本施策5 地域に開かれた学校の推進

評価 B

○ 大曾根教育指導課指導主事

本施策は、1つの基本方向で構成し、基本方向1「地域の学校支援体制の充実・強化」の取組として、学校支援ボランティア活用事業を実施し、多くの学校支援ボランティアの方々に学校教育活動を支えていただきました。

評価書にもある通り、「登下校の見守り」については、非常に多くの方に見守られながら、子どもたちは安全に登下校することができました。

また、コミュニティ・スクールについても、市内全校がコミュニティ・スクールとして始動し、中学校区単位で統一した小中一貫教育目標をグランドデザインに示すことで、目指す児童生徒の姿を明確にしました。

以上のことから、評価は「B」としました。

この評価に対する、学識経験者の意見は、「子どもたちが受け身とならないよう、児童生徒とボランティアの関係性に注意を払って欲しい。」「学校と地域が『Win-Win』の関係になるためには、『コーディネーター』の役割が非常に重要であり、大切に考えて欲しい。」といったご意見をいただきました。

説明は以上となります。

= 質 疑 = 無

○ 羽鳥教育長

再質問等が無いようですので、評価に移りたいと思います。

事務局及び事前質問に対する回答等を受けて、本会の評価については「B」ということでよろしいでしょうか。

(委員：意見無し)

それでは、「B」といたします。

以上で、全15の施策についての説明及び評価が終了しました。

様々なご意見やご質問、ご提案等ありがとうございました。本件については、教育長・教育委員会の評価及び意見をまとめた後、来月の定例会で議案とする予定ですので、よろしく願いいたします。

全体を通じてのご意見等ございますでしょうか。(委員：意見無し)

無いようですので、次第6.事業等報告に移ります。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

事業等報告に移ります。なお、質疑につきましては、すべての報告が終わり次第でお願いします。まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より説明願います。

■ 学校教育関係について ※非公開※

■ 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更について ※非公開※

■ 令和6年度小美玉市立幼稚園 園児募集について

○ 長谷川教育指導課長

来年度、元気っ子幼稚園と玉里幼稚園が統合し開園する、新たな「元気っ子幼稚園」と「よつば幼稚園」の園児募集に関するものでございます。

大きな変更点として、市内の公立幼稚園において、3歳児は「玉里幼稚園」のみ受入れをしておりましたが、統合に伴い、全公立幼稚園で3歳児の受入れを開始する点が挙げられます。

募集対象は、資料記載の期間に出生した、3歳児から5歳児です。

定員及び募集人数ですが、現在の在籍園児数を考慮した人数となります。

募集期間は、11月1日から11月30日までとなります。

募集については、「市ホームページ」や「広報おみたまお知らせ版10月号」、「子育てアプリ」に掲載し、周知を行います。

申込用紙は、各幼稚園をはじめ、教育指導課や社会福祉課美野里支所、玉里総合支所の各窓口及

び市ホームページから入手することができます。

入園を希望するご家庭については、お子様同伴の上、入園を希望する幼稚園へ直接、入園願書を提出していただくことになります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

以上、事業等を報告させていただきました。

ご意見やご質問、ご確認等がありましたらお願いいたします。

(意見等無し)

無いようですので、次第7 その他に移ります。

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の7 その他になります。

まず、事務局から説明願います。

<事務局から(概要)>

前月定例会における、確認事項について(説明者:大原教育企画課長)

議案第16号 令和5年度教育予算(補正予算)*に係る説明の補足説明として、資料を用いて説明した。

*8月定例会上程

総合教育会議について(説明者:沼田教育企画課課長補佐)

秘書課より各委員宛に通知があり、以下の日程で開催する。

令和5年10月25日(水)午後1時30分から

小美玉市役所 本庁2階 第2会議室

<協議内容>

- ・協働による学校づくりについて
- ・部活動の地域移行について
- ・外国籍の子どもへの対応について

資料については、秘書課より郵送する。

令和5年度 茨城県市町村教育委員会連合会 理事会について(説明者:沼田教育企画課課長補佐)

第2回理事会が書面会議により開催された。協議事項については、以下の通り。

- ・報告第4号 令和5年度茨城県市町村教育委員会連合会研修会の実施状況及び今後の予定について
- ・議案第3号 令和6年度茨城県市町村教育委員会連合会負担金(予定額)について
- ・議案第4号 令和6年度・7年度の役員・理事の選出について

議案第4号について、当該年度に「水戸地区(本市所属)」が会長及び会計監査の職を担う。

現時点で、同役員を選出についての通知等は無く、随時共有する。

行政視察について(説明者:沼田教育企画課課長補佐)

埼玉県入間郡毛呂山町議会から、議員14名/議会事務局2名/執行部2名 計18名を受け入れる。

日時及び視察校については、以下の通り。

日 時：令和5年10月11日（水） 午前10時30分から
視察校：小川北義務教育学校

小美玉スポレクデー2023 について（説明者：関川スポーツ推進課長）

以下の日程・会場で同事業を開催する。実施種目等詳細については、配付の資料参照のこと。

日 時：令和5年10月9日（月・祝）スポーツの日 午前9時から

会 場：タスパ ジャパンミート パーク（玉里海洋センター・玉里運動公園）

10月定例会について 10月25日（水）小美玉市役所 本庁2階 第2会議室

・総合教育会議終了後、同会場にて開催する。

・所要時間は、総合教育会議と合わせて、概ね2時間程度を想定している。

8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、9月定例会を閉会とさせていただきます。

本日はお疲れ様でした。